

# 山口県立大学らしい大学の在り方について

平成15年10月

山口県立大学の在り方検討懇話会

## は じ め に

21世紀に入り、社会経済システム全般にわたる構造改革の時代を迎え、社会の各分野において、自由な新しい発想で物事に果敢にチャレンジする取組みが期待されています。

大学も例外ではなく、国立大学にあっては、平成16年4月より国立大学法人として新たにスタートすることが決定されました。

また、少子化の進行は、大学の在り方の問題を超え、その存亡に大きな波紋を投げかけています。今や、大学入学は、大学主体の入試選抜から、生徒によって、選ばれる時代にシフトしてきています。明確な個性や特色を打ち出せない大学、顧客としての学生のニーズに対応できない大学は、学生の確保はもとより、大学としての存在・維持も難しくなってくるのが予想されます。

さらに、社会が高度化、複雑化している中で、地域社会のニーズも多様化し、地域社会の大学に対する期待は一層大きくなってきています。

このような流れの中で、大学の設置者である山口県から、平成14年7月、山口県立大学にふさわしい大学の在り方等について検討するよう依頼がありました。

県立大学はこの10年間、21世紀を展望した大学の構築に向けて、時代に即応した大胆な学部再編などの構造改革に取り組んできましたが、時代はさらに一歩進み、社会への再適応を含む、新たな組織変革等が不可欠になってきています。

本懇話会は、県立大学のこれまでの営みを総括し、時代の変化や国の大学政策の動向、地域のニーズ等を勘案しながら、相互関連する4つの課題、すなわち、「特色ある教育研究」、「地域社会への貢献」、「大学院の在り方」及び「大学運営の在り方」について、約1年3か月、計7回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

ここに、その審議結果をとりまとめ、提言いたします。

平成15年10月

山口県立大学の在り方検討懇話会

座長 相 原 次 男

## 目 次

### 第1章 新たな時代に向けての大学改革

1	これまでの大学改革の取組み	1
2	大学を取り巻く社会情勢の変化	
(1)	大学間競争の激化	2
(2)	地方分権の推進	3
(3)	生涯学習ニーズの高度化	3
(4)	厳しさを増す県の財政環境	3

### 第2章 大学改革の基本的な考え方

1	県立大学の在り方	4
2	大学改革の基本理念	4
3	大学改革推進の視点	
(1)	特色ある教育研究への再構築	5
(2)	地域社会に貢献する大学の構築	5
(3)	自律的・機動的な大学運営の構築	5

### 第3章 大学改革の具体的な取組み

1	特色ある教育研究に向けて	6
2	地域社会に貢献する大学に向けて	10
3	自律的・機動的な大学運営に向けて	12

おわりに		13
------	--	----

#### (参考資料)

山口県立大学の沿革	14
山口県立大学の学部構成等	15
国際文化学部国際文化学科の教育研究の現状	16
社会福祉学部社会福祉学科の教育研究の現状	17
生活科学部(生活環境学科・栄養学科・環境デザイン学科)の教育研究の現状	18
看護学部看護学科の教育研究の現状	19
山口県立大学大学院の概要	20
山口県立大学の在り方検討懇話会の検討経緯	21
山口県立大学の在り方検討懇話会設置要綱	22
山口県立大学の在り方検討懇話会委員名簿	23

## 第1章 新たな時代に向けての大学改革

### 1 これまでの大学改革の取組み

県立大学の歴史は、まさに改革の歴史である。

県立大学は、昭和16年に設置された山口県立女子専門学校を母体として、昭和25年に山口女子短期大学、さらに昭和50年には4年制の山口女子大学へと、時代の趨勢とともに大きく変貌を遂げた。

その後、国際化、情報化、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大など、社会経済情勢が大きく変化し、県民ニーズも多様化する中で、県内唯一の県立の高等教育機関である山口女子大学の整備が重要な課題として取り上げられるようになった。

このような状況を踏まえ、山口県は、平成2年5月、21世紀を展望した山口女子大学の在り方を検討するため、広く外部有識者等からなる「山口女子大学の在り方についての懇話会」を設置し、女子大学の在り方を検討するとともに、平成5年1月に「山口女子大学整備基本計画」を策定し、大学整備を進めた。

これにより、平成6年4月には、文学部が国際文化学部、社会福祉学部へと改組され、平成8年4月には、看護学部が新設されるなど、大きな学部再編が実施された。

さらに、山口県は、平成6年11月、大学のより一層の整備拡充を求める県民や関係団体の要請に応えるため「県立大学問題懇話会」を設置し、男女共学問題、大学院の整備等を議題として検討を重ね、平成8年2月の同懇話会の「県立大学の整備と大学活性化方策について」の提言に基づき、平成8年4月に男女共学化を、また、大学の名称を「山口女子大学」から「山口県立大学」へと変更した。

ここに、五十有余年の女子の高等教育機関としての歴史と伝統を育みながら、新生「山口県立大学」が県民の多様なニーズに応える総合大学として誕生し、平成11年4月の大学院の開設により、今日の山口県立大学の基本的なかたちが出来上がった。

### 2 大学を取り巻く社会情勢の変化

これまでの県立大学の改革は、社会経済の変化の重要な指標である国際化、情報化、高齢化に対応するかたちで推進されてきた。

しかしながら、近年、これに加え、少子化の急激な進行に伴う大学間の競争の激化、社会経済システムの構造改革、本格的な地方分権の推進などにより公立大学を取り巻く環境が大きく変化を遂げ、今や、大学の在り方そのものを抜本的に見直しをせざるを得ない状況に置かれている。

## ( 1 ) 大学間競争の激化

少子化の進行により、我が国の18歳人口は、平成4年度の205万人をピークにその後、減少に転じている。文部科学省の試算によれば、平成20年代の前半には、大学等の志願者に対する収容力が100%となる、いわゆる大学全入時代を迎えることとなる。

その一方で、大学の設置数は、少子化の進行にもかかわらず、この10年間で、公立大学で1.7倍(平成15年度:76校)、私立大学で1.3倍(平成15年度:525校)と大幅に増加している。

このため、大学は、従来のように入試選抜により受験生を「選ぶ」時代から受験生に「選ばれる」時代に入りつつある。

また、社会のグローバル化や産業構造の変化などにより従来の社会経済システムでは対応し難い課題が山積するとともに、システムそれ自体の機能不全が顕在化し、社会のさまざまな分野において構造改革が推進されるなど、大学をめぐる環境も大きな変革の時代を迎えている。

こうした中、国立大学においては、従来の大学制度の在り方を大きく転換する「国立大学法人法」が平成15年7月に制定され、設置形態も国直轄から民間的発想の経営手法を採り入れた独立行政法人へと大胆に改革されるとともに、活力に富み国際競争力のある大学づくりのための大学・学部の再編統合の検討が進められている。

また、私立大学においても、地域社会からの要請や学生の学習ニーズを先取りした学部改組や資格取得のための特別講座の開講など魅力ある大学づくりへの取組みが盛んに行われている。

こうした状況において、公立大学は、福祉、看護等の分野を中心に大学の新設や学部の増設が進んでいるが、一部の地方自治体においては公立大学の独立行政法人化を表明するなど新たな時代に向けての大学改革の検討等が進められている。

このような社会情勢の変化に対応した大学の新たな動きの中で、生き残りをかけた大学間の競争はますます激しくなっている。

## (2) 地方分権の推進

平成12年に「地方分権一括法」が施行され、分権型社会への移行が本格化する中、地方自治体においては、地域住民とのパートナーシップを確立しながら、ともに連携・協働して個性豊かで活力に満ちた地域社会の創造を目指すことが求められている。

山口県においては、平成13年夏、新しい県づくりに向けた先導的なプロジェクトである「山口きらら博」を県民参加型の博覧会として開催するとともに、平成14年3月、県民の自主性及び主体性を尊重した取組みを支援する「山口県県民活動促進条例」を制定するなど山口県らしい取組みが推進されている。

言うまでもなく、魅力ある地域づくりを行うには、地域の主体的な取組みが必要であるが、そのためには、豊かな知識と技能を有し、地域づくりに積極的に関わる意欲ある人材の育成が不可欠である。

このような状況の中で、高度の教育力と調査研究能力を有し、地域に根ざした教育研究を大きな役割の一つとする公立大学に対しては、地方分権の推進を支える「知」の集積拠点として、地域社会から大きな期待が寄せられるようになってきている。

## (3) 生涯学習ニーズの高度化

社会経済の急激な変化等により、地域や企業等が抱える課題は複雑化し、先行きの見えない不透明な時代を迎えている。こうした時代を乗り越えていくためには、常に新しい知識や技術の習得が必要となっている。

また、物質的な豊かさから、心の豊かさや生き甲斐の追求など自己実現のための学習需要も増大するなど生涯学習も高度で多様化しつつある。

こうした中で、職業人におけるスキル・アップや再就職のためのリカレント教育の場として、また、社会人への高度な知識・技能の学習の場として、高等教育機関である大学の役割がクローズアップされてきており、とりわけ、高学歴化を反映して、大学院に対する期待が大きくなってきている。

## (4) 厳しさを増す県の財政環境

長引く景気低迷により、県財政は極めて厳しい状況にある。

行政施策の推進においてはコスト意識が重視され、公的な経費の投入効果を検証する観点から政策評価が行われており、効率的な行財政運営が求められている。

また、施策や事業の内容について、県民への説明責任から、広く県民に公表することが今日の行政の在り方の基本的な流れとなっている。

こうした行政の在り方は、大学も例外ではなく、効率的な大学運営の推進や大学活動に対する評価及び説明責任が求められている。

さらに、大学の運営を支える財源についても、県財政に依存するのみではなく、大学の自主性、自律性を促進する観点から、外部資金の積極的な導入を図ることが求められている。

## 第2章 大学改革の基本的な考え方

### 1 県立大学の在り方

第1章で述べたように、大学を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、県立大学の在り方についても新たな視点からの検討が必要である。

これからの大学は、個性化が求められており、如何に学生に付加価値を身につけさせることができる大学であるか、また、地域社会に信頼され、地域の期待に応えることができる大学であるか、そして、大学の目指す方向性や目標を明確に標榜できる大学であるかが問われている。

県立大学は、国際文化学部、社会福祉学部、生活科学部、看護学部の4つの学部と関連する大学院から構成され、社会福祉士、管理栄養士、看護師など地域に身近に関わる人材の養成を行う大学である。

こうした人材養成機能は、今後の山口県の心豊かな地域社会の形成や地域の活性化にとってなくてはならないものであり、県立大学は、そうした人材養成を行う大学として、地域のさまざまな要請に対応し、今まで以上に、地域社会に積極的に関与し、貢献する大学 - 『地域貢献型大学』 - へと変革する必要がある。

このため、県立大学は、大学全体の総合力を活用して積極的に地域貢献を行い、県民に支持され、県民にとって存在感のある大学とならなければならない。

### 2 大学改革の基本理念 ～人のきらめく大学の創造～

時代や社会が如何に移り変わろうと、人が幸せに生きたい、精神的、肉体的に健康でありたいという思いは普遍的なものであり、人の永遠の願いである。

人材養成を通して地域に貢献することを大学の基本的な在り方とする県立大学は、そうした人の思いを見つめるとともに、人と人との絆を信頼し、互いに支え合いながら、心豊かな地域社会を築く営みに積極的に関与していかなければならない。

このため、県立大学においては、「人」に着目し、「人」との関わりを重視した教育研究に取り組み、特に、学部間の連携教育等により、福祉、健康、保健などの分野において全国に誇れる、ヒューマニティ溢れる『人のきらめく大学の創造』を基本理念として大学改革を進める必要がある。

### 3 大学改革推進の視点

#### (1) 特色ある教育研究への再構築

県立大学は明確な大学のイメージを打ち出していかなければ、学生の確保が難しくなり、また、大学の存在感を問われることになる。

このため、学部や大学院における教育研究も一般的・網羅的な展開に終始するのではなく、総合大学でありながらも相互に関連した類似の教育研究分野を有する大学の特色を最大限に発揮し、「人」に着目した教育研究を行う大学として教育研究の内容を厳選・特化し、他大学との優位性を意識した山口県の県立大学として独自の教育研究を再構築していく必要がある。

#### (2) 地域社会に貢献する大学の構築

県立大学は、県民の大学であり、地域課題の解決や産学公との連携、地域情報の収集・発信など高等教育機関でありながら、県民に身近な教育研究機関として、地域の活性化に貢献することが求められる。

また、地方分権が進む今日においては、公立大学と地域との関わりは一層深くなっており、県立大学も行政や各種団体等と積極的に連携し、それらの組織とともに地域貢献を推進し、大学の活動領域を拡大することが必要である。

県立大学の地域貢献は、大学の教育研究の余力ではなく、「地域貢献型」の大学として、大学の総合力を活用した積極的な波及効果の高いものとする必要があり、そのための組織体制を整える必要がある。

#### (3) 自律的・機動的な大学運営の構築

大学を取り巻く社会情勢の変化に対応し、山口県の県立大学として、「人」に着目した教育研究を展開し、地域貢献を推進していくためには、大学運営も、今まで以上に、自律性・機動性に富んだ運営が求められる。

このため、学長、学部長等の権限と責任、評議会と教授会の役割分担、人事・財政等の在り方など、大学全体の運営の在り方を見直す必要がある。

また、大学運営を円滑に行い、常に改善をしていくためには、大学活動について検証し、評価する仕組みが不可欠である。

なお、教職員の意識改革が大学改革の重要な要素となる。

## 第3章 大学改革の具体的な取組み

### 1 特色ある教育研究に向けて

#### 学部の教育研究

いわゆる大学全入時代にあつて、県立大学が、「選ばれる」大学として存立し、県民からの支持や信頼を得るためには、現行の大学の教育研究についての在り方を総点検し、それを踏まえた大胆な個性化・重点化を図り、大学としての特色を明確に打ち出すことが求められる。

このため、次のような方策を講ずることが必要である。

#### 1 外国語教育の重点化

社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展している中で、国際的な共通言語として英語は最も中心的な役割を果たしている。

「国際化への対応」を大学の基本的な教育理念の一つとして掲げている県立大学は、英語教育を全学の語学教育の基礎においているが、県立大学が国際舞台で活躍し、県民から高い語学教育の評価等を得るためには、現行の英語教育を改善し、「TOEIC」等の国際的通用性の高い試験等を活用して、他大学との優位性を主張できる実践的な英語教育を積極的に展開する必要がある。

特に、国際文化学部については、英語圏との交流を意識した英語教育の一層の充実を図るとともに、今後、交流が一層活発化すると予想される東アジア地域への山口県の戦略の一つとして、中国語、韓国語に重点を置いた語学教育を導入することが求められる。

#### 2 学生の質の確保（県大ブランド）

県立大学の学生として県民から高い評価が得られるよう、成績評価を厳格化し、学生の質の確保に努めるとともに、国家試験等の資格取得率の向上等を図り、学生の実践力を確保する必要がある。

また、成績優秀者に対する褒賞制度を設けるなど、学生の勉学意欲を喚起する措置を講ずることが必要である。

なお、学生の入学定員についても地域ニーズを踏まえたものとする必要がある。

#### 3 学部間の連携教育の推進

県立大学は、文化、福祉、環境、看護など「人」に着目した教育研究分野を持つ学部学科を有しており、他大学にない連携教育による新しい教育の展開の可能性が秘められている。このため、学部間の連携を図り、例えば、福祉の体系的な知識を持つ看護師や保健の知識を有する管理栄養士など、他大学にない付加価値を持った学生を育成する必要がある。

#### 4 多様な入学者選抜方法の導入

受験生である生徒の価値観が多様化している中で、県立大学の教育理念を十分理解し大学の活性化をもたらす学生を積極的に受け入れるため、学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と丁寧な面接等を通じて、受験生の能力・適性や目的意識等を総合的に判定するAO入試（アドミッション・オフィス入試）の導入をはじめ、入学者選抜方法の多様化を図る必要がある。

特に、近年、各大学においてAO入試が積極的に行われているが、県立大学の教育理念を十分理解した学生を受け入れるため、県立大学固有の新しいかたちのAO入試の方法を研究・開発することが必要である。

#### 5 多様な教育・履修システムの構築

複雑化、高度化している社会や多様化する学生の学習ニーズに対応するため、大学の教育内容・指導方法について、山口県ならではの多様な教育・履修システムを構築し、山口県の県立大学としての教育研究機能を高める必要がある。

具体的には、次の方策等を検討すること。

- ・「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した教育研究の推進（県内他大学、近県他大学等との連携）
- ・山口県の歴史等に深く関わりを持つ国々との学術交流の推進（中国、韓国、欧州等）
- ・地域社会との交流やコミュニケーション能力、人間理解力の育成を促進するための学生の学外活動の推進（ボランティア活動、インターンシップ、体験学習等）
- ・「総合人間論」など人間を対象とした科目群の開設
- ・山口県の産業、経済、歴史、文化、自然等の資源や特性に着目した科目の開設（「地域づくり学」、「やまぐち学」、「未来創造学」等）
- ・山口県の行政課題に関する科目の開設（県庁職員等の活用）

#### 6 研究対象の重点化

県立大学は山口県が設置している大学であり、県立大学が山口県の政策課題や地域問題について研究することは極めて重要な意味を持つものである。

このため、大学における基礎研究・基盤研究を尊重しつつも、「山口県」にかかる実証的な研究への取組みを進め、その成果を行政施策や大学教育に生かすなど県民に還元される研究への取組みを促進する必要がある。

## 7 多様な評価システムの導入

教員の教育と研究を活性化させるためには、その活動を定期的に検証し、評価するシステムの導入が不可欠である。教員自身による教育研究活動の自己点検・評価・公表や学生による授業評価など、多様な評価手法を導入するとともに、第三者機関による評価も含めた全学的な評価システムを構築する必要がある。

なお、教員の評価は、教育活動や研究活動に限定せず、地域貢献や大学運営への貢献度等、多角的な視点からの評価とし、評価結果は、教員の意欲を高めるための方策として、研究費の増額、昇任・昇給等への反映等、処遇の改善に結びつける必要がある。

## 8 外国人留学生の受入

山口県には、中国をはじめ東アジアの多くの外国人留学生が勉学に励んでいる。

外国人留学生は、山口県と留学生の母国との交流の架け橋であり、将来、国の礎となり、山口県とそれらの国々との文化、経済、技術等の交流の促進を図る上において大きな力となる存在である。

また、外国人留学生の存在は、大学の活性化をもたらすとともに、日本の学生にとっても、異文化への関心を呼び起こし、外国語の上達をもたらす大きな要因ともなる。

さらに、外国人留学生の日本での自国文化の紹介や学校訪問などの交流事業は、地域が日本以外の外国を直接知るよい機会ともなり、異文化理解とともに地域の国際化を促進することにつながる。

このため、外国人留学生の積極的な受入れに向けて、その受入方法、生活の支援、宿舍の確保など外国人留学生のよりよい修学環境づくりのための検討を行うとともに、外国人留学生と地域社会との積極的な交流の促進を図っていく必要がある。

## 9 学生の憩いの場の確保

大学は、学生にとって教育を受ける場であると同時に、学生同士の出会いや語り、あるいは人生の先輩としての教職員との交流を通じて人間的な成長を育む場でもある。

ゆとりとうるおいのある教育環境は、そうした交流を促進させるとともに、人格形成上も良い影響を与え、教育的効果も期待できることから、学生が気軽に出入りし、情報交換を行える、開放的で、うるおいのある学生ホールなどの憩いの場を設ける必要がある。

## 10 大学カラーの発信

県立大学が目指す教育研究の方向性や大学の特色を地域社会にさまざまな方法でわかりやすく発信することは、大学への理解と愛着心を醸成することに効果がある。

このため、大学の各種行事等における県立大学のスクールカラーの活用、学生による演奏会の実施、マスメディアの活用による大学のPRなど、県立大学の活力やメッセージを広く大学カラーとして発信することが必要である。

## 大学院の教育研究

高学歴化や生涯学習ニーズの高まり、技術革新による先進技術の進展等、社会が複雑化、高度化する中で、より高次の教育研究を行う大学院への期待が大きくなっている。

また、地方分権の推進の流れの中で、地域の独創性、個性化が求められており、先導的な調査・研究の役割を担う大学院には、地域の活性化を図る観点からも、その充実・強化が求められている。

このため、次のような方策を講ずることが必要である。

### 1 博士課程の設置の検討

山口県の知的資産の集積や地域の総合力を高めるため、県立大学に高度な研究機能を有する博士課程を設置することについて検討する必要がある。

なお、博士課程の設置の検討を行うに当たっては、山口県が、今後、重点的に取り組むべき課題を検討し、地域の活性化につながる戦略的な大学院とすることが求められる。

### 2 県の政策課題等への対応

地方の独自性や個性ある地域づくりが求められている中、山口県が設置している大学として、山口県の歴史、文化、福祉、保健などを実証研究し、山口県の特色・特性の発掘を行うとともに、先進的な調査研究等により県への政策提言等を積極的に行う必要がある。

このため、高い研究能力を有する教員の確保と研究体制を構築し、大学のシンクタンクとしての機能の拡充を図ることが必要である。

### 3 地域の指導者の育成

全国に比して高齢化率が高い山口県では、福祉や保健の分野においてより高次のサービスの充実が求められるが、この課題に積極的に応えていくためには、地域において指導的な役割を果たしている福祉職員や看護職員等について高度な専門的能力の向上を図ることが不可欠であり、県立大学は、そのための養成機能を持つ必要がある。

### 4 社会人の受入促進

学部教育から大学院教育へと大学政策の重点が移行する中で、大学院への社会人の入学が全国的に増加の一途を辿っている。

県立大学においても、大学院に多くの社会人が入学しており、一層の大学院の充実が求められる。

このため、職業人のスキル・アップやキャリア・アップのためのリカレント教育の実施、生涯学習等のニーズに応えた社会人重視の教育プログラムの開発などを行うとともに、研究指導面においても社会人が受講しやすいような改善・工夫を図る必要がある。

## 2 地域社会に貢献する大学に向けて

県立大学は、今後、「地域貢献型」の大学として、政策の提言、地域課題の解決、国際化の推進、生涯学習への支援、地域づくりへの助言等、さまざまな地域ニーズに積極的に対応していかなければならない。

今後、それらの期待に迅速、かつ、的確に応えていくためには、個々の教員や学部などによる対応ではなく、大学全体として取り組む体制が求められる。

このため、次のような方策を講ずることが必要である。

### 1 地域貢献策を展開するための専門組織の設置

県立大学は、地域社会からのさまざまな要請を受け、それに対応するのみならず、文化、福祉、環境、保健等の各分野の高度な知識・技能を有する教育研究機関として、地域社会に対して積極的に働きかける必要がある。

このため、県立大学が有する教育研究機能を背景に、大学の総合力を活用した地域貢献策を展開させることが必要であり、そのためには、学内に外部との窓口になり、地域貢献策を企画立案・調整・実施する専門組織の設置（仮称：「地域共生センター」）が不可欠である。

なお、専門組織の設置にあたっては、組織の企画力と事務執行力の確保を図るため、NPO法人の活用による人員配置や関連する行政機関の職員の配置も視野に入れた専任の教職員を配置する必要がある。

### 2 情報集積・発信拠点としての機能の充実

高度情報化社会の情報先進県である山口県にあっては、山口県の歴史、文化、福祉、保健等の資源や現状を調査・研究し、その情報を蓄積するとともに、研究成果を山口県の特色や提案として、県内及び全国に発信する取組みが必要であり、高い調査研究能力を有する県立大学への情報集積・発信拠点の設置が求められる。

このため、全国の公立大学の中でも、老朽・狭隘化が著しく、機能が現在の情報化時代に対応できない旧山口女子大学時代（2学部体制）からの附属図書館を整備し、図書館の蔵書機能の向上を図るだけでなく、「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した高度な情報集積・発信機能を備えた情報先進県にふさわしい県民に開かれた「知」の情報センターを設置する必要がある。

### 3 地域との交流の促進

県立大学と地域との交流を促進するため、地域住民と学生、教職員が気軽に出会い、相談・交流できる交流の場（交流センター）を設置し、地域で活動する各種グループと学生とのネットワークの構築、地域住民と外国人留学生との国際交流事業の展開、さらには学生の企画による地域貢献策の展開など積極的に大学と地域との交流事業を開発・支援することが必要である。

#### 4 企業等との共同研究等の推進

山口県の新産業の振興や地域の活性化のため、県立大学と他大学、企業、民間研究機関、行政等と連携し、地域のニーズに対応した共同研究や受託研究等に積極的に取り組む必要がある。

また、県立大学の活動領域の拡大を図るため、県の医療機関や外郭・関連団体との連携を深めるとともに、大学と企業等との連携による教育プログラムの開発や企業人のキャリア・アップの研修会の開催など、地域社会のニーズを踏まえた取組みを展開することが必要である。

#### 5 高等学校との連携促進

県立大学と高等学校が連携し、互いに情報を交換することは、相互の教育内容・指導方法の状況を把握するだけでなく、大学の教育理念を十分理解する学生の確保や生徒の視点に立った進路指導に寄与するなど極めて重要な意味を持つものである。

このため、県立大学においては、オープン・キャンパスの質的向上はもとより、高等学校との定期的な情報交換会の実施や進路指導を含む出前講義の開催、高校生への大学授業の公開など、高等学校との積極的な連携策を展開し、大学と高等学校との連携を促進する必要がある。

### 3 自律的・機動的な大学運営に向けて

現在の大学運営は、昭和24年に制定された「教育公務員特例法」を運営の基本原則として学部中心の大学運営が行われている。

しかしながら、社会が急激に変化し、地域社会からの要請やニーズも複雑化、多様化する中で、県立大学が特色ある教育研究や地域貢献を積極的に推進するためには、大学運営も従来のみでなく、自律的・機動的なものに改善していく必要がある。

このため、次のような方策を講ずることが必要である。

#### 1 学長、学部長等の権限と責任の明確化

学長、学部長等の権限と責任の明確化を図り、その者のトップマネジメントが発揮できる運営体制を構築する必要がある。また、学長、学部長等の業務の遂行を効率的、かつ、実効あるものとするためには、その業務を補佐する体制づくりが重要である。

なお、大学運営の改善を図るためには、制度の改革と併せて、教職員の意識改革への取組みが重要であり、教職員の意欲を喚起する方策を検討する必要がある。

#### 2 学部中心の運営から大学の意思が実現できる全学的な運営への転換

現行の大学運営は学部中心に展開されており、教授会の権限が多岐にわたっている。

このため、大学全体として、迅速に取り組むべき課題への対応が遅延するなどの弊害も生じている。

この問題を解決するためには、学長、学部長等の権限の在り方を検討するとともに、教授会の審議事項を見直し、そのスリム化等を図る必要がある。

また、円滑かつ機動的な大学運営を行うため、評議会と教授会の審議事項の明確化、教員と事務職員との連携強化、事務職員の大学運営への参加等を促進するとともに、予算執行における弾力的な取扱いなどを進めていく必要がある。

なお、事務組織については、大学運営の複雑化、専門化に適切に対応するため、専門的知識・技能を有する職員の配置に努める必要がある。

#### 3 大学の説明責任と評価制度の構築

県立大学の活動について、その内容が県民に十分周知されているとは言い難い面もあることから、教員の教育研究の内容及び成果、地域貢献の対応状況など、大学として、その活動内容を広く県民に公表し、大学の説明責任を十分果たす必要がある。

また、学外の有識者等を大学運営に積極的に参加させ、大学運営に県民の意見やニーズが反映できる方策を検討することが必要である。

さらに、県立大学の活動については、第三者評価制度の導入などを通じて、企画、実行、評価の検証システムを構築して大学の活動を常に改善・活性化する必要がある。

#### 4 同窓会組織との協力体制の確立

大学の同窓会は、大学の教育理念を理解し、大学の諸活動について最も協力的な組織である。同窓生は各界各層で重要な地位を占め、全国で活躍している。

これからの大学運営においては、こうした同窓会を大学運営の重要なパートナーとして位置づけ、大学の支援組織として、地域ニーズの把握や大学情報の発信、共同事業の開催など広く協力関係を築くことが必要である。

#### 5 独立行政法人制度の導入可否の検討

国立大学においては、平成15年7月の「国立大学法人法」の制定により、平成16年4月から従来の国直轄型の設置形態から、民間的発想の経営手法を採り入れた独立行政法人へと設置形態を転換することとなった。

また、公立大学においても平成15年7月の「地方独立行政法人法」の成立により法的には独立行政法人化への道が開かれたところである。

独立行政法人制度は、現行の大学運営が、学部中心に展開され、学長や学部長等の独自性やリーダーシップが発揮しにくいこと、大学としての意思決定に時間がかかること、責任の明確化や人事、予算執行面の弾力性に欠けることなどが指摘されている中で、大学の運営組織の改革や教職員の意識改革、さらには大学の活性化を図る上で有効な手段の一つと考えられる。

このため、設置者においては、今後、独立行政法人化が県立大学の発展にとって、ふさわしい設置形態であるかどうかの視点から、メリット・デメリット等を十分検証し、その制度の導入の可否について早急に検討を進める必要がある。

#### おわりに

この提言に盛り込まれた内容が着実に実現され、県立大学がその持てる機能を最大限に発揮し、教育研究の質的向上や大学運営の改善を図るとともに、県民に信頼され、真に地域に貢献する存在感のある大学として発展できますよう関係者の御尽力を期待します。

参 考 资 料

## 山口県立大学の沿革

### 沿 革

- 昭和16年 山口県立女子専門学校設立
- 昭和25年 山口女子短期大学（国文科、家政科）設置
- 昭和50年 山口女子大学設置  
文学部（国文学科、児童文化学科）  
家政学部（食物栄養学科、被服学科）
- 平成 3年 家政学部学科改組  
（食生活科学科、栄養学科、生活デザイン学科）
- 平成 6年 文学部改組 国際文化学部（国際文化学科）  
社会福祉学部（社会福祉学科）
- 平成 8年 山口女子大学から山口県立大学へ名称変更  
男女共学化  
看護学部設置（看護学科）
- 平成10年 家政学部から生活科学部へ名称変更  
（生活環境学科、栄養学科、環境デザイン学科）
- 平成11年 大学院修士課程設置 国際文化学研究科  
（国際文化学専攻）  
健康福祉学研究科  
（健康福祉学専攻、生活健康科学専攻）

山口県立大学の学部構成等

《学部》

(平成14年5月1日)

学 部	学 科	学生定員		在 学 生 数					備考
		入学定員	収容定員	1年	2年	3年	4年	計	
国際文化学部	国際文化学科	80 [5]	330	92	88	84	115	379	
社会福祉学部	社会福祉学科	80 [5]	330	88	79	83	91	341	
生活科学部	生活環境学科	25 [3]	106	31	25	31	29	116	
	栄養学科	30 [3]	126	32	32	35	37	136	
	環境デザイン学科	25 [3]	106	27	26	29	31	113	
看護学部	看護学科	40 [10]	180	42	48	52	59	201	
合 計	県 内 生	-	-	140	143	131	163	577	44.9%
	県 外 生	-	-	172	155	183	199	709	55.1%
	計	280 [29]	1,178	312	298	314	362	1,286	

注:[ ]書は、3年次編入定員で外数。

【男子の入学状況】

(各年5月1日：学部生、単位：人、%)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
男子学生	15	36	40	45	42	39	42
入学者	301	302	303	312	290	301	312
割合	5.0	11.9	13.2	14.4	14.5	13.0	13.5

注：共学化は平成8年度から実施。

《大学院》

(平成14年5月1日)

研 究 科	専 攻	学生定員		在 学 生 数			備考
		入学定員	収容定員	1年	2年	計	
国際文化学研究科	国際文化学専攻	10	20	12	13	25	
健康福祉学研究科	健康福祉学専攻	7	14	9	8	17	
	生活健康科学専攻	7	14	10	2	12	
合 計		24	48	31	23	54	

## 基本理念

人間尊重の精神の涵養と、文化を国際的視点からとらえる能力の養成とを基礎に、豊かな教養に支えられた専門性を有し、国際交流に関わる諸問題に総合的に対処し得る判断力・実践力を備えた人材を育成する。

## 教育目標

- 人間尊重の視点に基づく国際感覚の涵養
- 多様な文化を理解するための視点の確立
- 地球社会の孕む問題の発見と問題解決能力の養成
- 地域と世界とを結ぶ能力の養成

設置年度 6年度 教員 33名  
入学定員 80名 (教授15名、助教授13名、講師3名、助手2名)

## 教育内容・方法の特色

### ○ 外国人教員を中心とする語学教育と留学

国際文化学部33名の教員のうち、6名が外国籍を有する教員（米国3名、中国1名、韓国1名、スリランカ1名）であり、語学や異文化を直接学ぶことが可能である。

また、本学と学術交流協定を結んでいる4つの海外の大学（中国山東省曲阜師範大学、韓国慶尚南道慶南大学校、米国ケンタッキー州センター大学、カナダケベック州ビショップス大学）との間においては、学生の相互交流や留学制度があり、国際人としての感覚を涵養することができる。

### ○ 少人数クラスによる講義とチューター制度の充実

国際文化学部の学生定員は、1学年80名で、これに対し教員は33名である。

このため、学生一人ひとりに配慮した指導や学生の反応をみながらの講義が可能であり、質疑応答を繰り返しながら理解を深めることができる。

また、入学から卒業まで演習制度に伴うチューター制度が確立しており、学生一人ひとりについて常に特定の教員がチューターとして教育・生活上の指導を行っている。

### ○ 履修モデル

「日本」、「アジア」、「グローバル」

## 免許・資格

高等学校教諭一種免許状（国語、英語）、司書、司書教諭（基礎免許が必要）、学芸員、日本語教員

基本理念

福祉の現代的課題に対応するため、「目的としての福祉」の観点から、深い人間理解や人権尊重の精神に裏打ちされた専門的知識と実践的技能を教授研究することにより、共感する心と豊かな人間性をもって、社会生活で生じるさまざまな問題に主体的に対応できる福祉実践能力を修得させ、社会の幅広い分野で福祉の向上に寄与できる有為な人材を育成する。

教育目標

- 地域・家庭のもつ福祉課題への対応能力の養成
- 社会福祉実践能力の養成

設置年度 6年度 教員 20名  
 入学定員 80名 (教授9名、助教授8名、講師1名、助手2名)

教育内容・方法の特色

○ **体系的な体験学習の重視**

福祉現場で生起される福祉問題に対する応用力や実践力を身につけさせるため、体系的な体験学習を重視し、実践能力の育成を図っている。

- 1 総合的な地域活動体験学習
  - ア 地域住民（利用者）等との能動的なふれあい体験  
(老人クラブ、在宅障害児のデイケア、学童保育、共同募金、地域のバリアフリー調査等)
  - イ ハンディキャップ疑似体験学習  
援助・秘援助関係の体験  
(ガイドヘルプ、車いす使用体験・介助、高齢者疑似体験等)
  - ウ ロールプレイによる専門的援助関係の体験
  - エ 福祉施設等での利用者との人間関係づくりの体験
- 2 機関実習と施設実習の総合実習  
 社会福祉専門職の養成は、施設現場を中心とする現場体験のみでは不十分であるため、行政の施策としての福祉や相談業務等（機関実習）も体験させ、幅広い福祉実践能力を身につけさせている。  
 また、機関、施設別に実習連絡会議と学生による実習報告会を開催する等緊密な連携を構築している。

○ **社会福祉士の資格取得への積極的な取り組み**

山口県社会福祉士会との連携により社会福祉士の資格取得向上に力を注いでいる。

免許・資格

社会福祉士国家試験受験資格、高等学校教諭1種免許状（福祉）、養護学校教諭1種免許状（基礎免許が必要）

社会福祉士の合格率の推移（各年3月卒業生） (単位：%)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
本学	33.9	37.9	51.4	43.1	27.6
全国平均	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5

(単位：人、%)

受験者総数に対する合格者総数	受験者総数	合格者総数	合格率
本学（平成9年度～平成13年度）	435	175	40.2
全国（昭和63年度～平成13年度）	140,121	39,016	27.8

注：社会福祉学部の卒業生は平成10年3月が第1期生。  
 社会福祉士の国家試験は昭和63年度が第1回目。

生活科学部（生活環境学科・栄養学科・環境デザイン学科）の教育研究の現状  
 [平成14年度]  
 基本理念

「人間らしくよりよく生きる」という視点から、物質的、社会的、文化的存在としての人間への深い理解をベースに、人間生活と環境のあるべき姿を明確にし、快適な生活空間を地域の諸条件のもとに創造し、それを維持・発展させていく意志と実践能力を兼ね備えた人材の育成をめざす。

教育目標

(生活環境学科)

- 「Think Globally, Act Locally」 21世紀の生活環境をグローバルかつミクロな目で捉え、豊かな生活の維持・発展に貢献できる人材の育成

(栄養学科)

- 食生活を科学的に分析し、適正な健康教育ができる管理栄養士の養成

(環境デザイン学科)

- 幅広いデザイン行為のなかで、造形性、生産性、社会性に配慮しつつ、デザインの新しい哲学とあるべき姿を創造する人材の育成

設置年度 10年度（家政学部から生活科学部へ名称変更）

入学定員	生活環境学科	25名	教員数	(教授5名、助教授5名、助手1名)
	栄養学科	30名	教員数	(教授6名、助教授2名、講師2名、助手4名)
	環境デザイン学科	25名	教員数	(教授5名、助教授2名、講師1名、助手3名)

教育内容・方法の特色

(生活環境学科)

- **環境問題の対策法や解決法を提言できるスペシャリストを積極的に養成**  
 環境問題に対して、生物・化学・物理の自然科学系を中心としながらも、社会科学の観点を取り入れた教育を展開。

(栄養学科)

- **「即戦力」となる知識・技能の養成**

「健常者」、「傷病者」、「高齢者」の栄養指導・栄養教育・栄養管理を行う管理栄養士の育成に向けて病院・保健所などの実習も取り入れ、即戦力となる教育を実施。

管理栄養士の国家試験の合格率は、第1回目から現在まで100%。

国公立の管理栄養士養成施設 [平成14年4月現在]

国立大学：徳島大学 (昭和43年～)

公立大学：静岡県立大学 (平成13年～) 大阪市立大学 (平成14年～)

岡山県立大学 (平成5年～) 山口県立大学 (昭和51年～)

福岡女子大学 (平成14年～) 県立長崎シーボルト大学 (平成11年～)

熊本県立大学 (平成14年～) 京都府立大学 (平成14年～)

(環境デザイン学科)

- **関わりのデザイン**

日常生活における衣、用具、住までをカバーするデザインの実技能力と知識の修得を目指す。

免許・資格

(生活環境学科)

高等学校教諭第1種免許状 (家庭)、司書教諭 (基礎免許が必要)

(栄養学科)

管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、高等学校教諭1種免許状 (家庭)、司書教諭 (基礎免許が必要)

(環境デザイン学科)

学芸員資格、二級建築士受験資格 (卒業後2年間の実務経験が必要)、高等学校教諭1種免許状 (家庭)、司書教諭 (基礎免許が必要)

管理栄養士合格率の推移 (各年3月卒業生) (単位：%)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
本学	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国平均	31.6	30.1	22.7	21.4	20.9

注：管理栄養士の国家試験 (昭和62年～)

## 基本理念

生命の尊厳と人間性の尊重に基づき、社会の変化に伴う看護ニーズを認識し、保健・医療・福祉従事者の一員として、看護の専門的機能を発揮することのできる能力を養い、社会のさまざまな分野において人々の健康と福祉の向上に寄与できる有為の人材を育成する。

## 教育目標

- 自己の人格形成と良好な対人援助ができる能力を育てる
- 柔軟な思考能力と探求心を育てる
- 看護活動の本質と機能を認識し、その責務を果たすことのできる能力を育てる
- 看護をとりまく関連諸活動と交流し、さまざまな地域社会の生活システムに貢献できる人材を育てる

設置年度 8年度 教員 32名  
 入学定員 40名 (教授9名、助教授10名、講師5名、助手8名)

## 教育内容・方法の特色

- **人間の尊厳、個別性を重視した教育の展開**  
 人間の尊厳、個別性を重視した教育に重点をおき、医療概論、対人援助技術論、看護倫理・ターミナルケア論などの講義を通じ、個人の権利や価値を大切にする意識を育成するとともに、看護実践である臨地実習に力を入れている。
- **地域に根ざし、生活者の視点からケアできる人材の育成**  
 生活習慣病など日常生活の中で疾病管理や健康管理を要する者又は在宅で療養生活続ける者に対するケア提供・疾病予防・健康教育のできる能力の育成。
- **少人数制教育の実施**  
 教員一人あたりの学生数が、約1.3人と全国平均(1.6人)に比して低く、学生の個々に配慮した密度の高い教育を実施。
- **保健と福祉の連携**  
 高齢化社会に対する優れた対応能力を育成するため、社会福祉学部との連携により社会福祉学分野の知識が修得可能。
- **履修モデル**  
 「看護師・保健師」コース、「助産師」コース

## 免許・資格

看護師・保健師・助産師国家試験受験資格、養護教諭2種免許状、衛生管理者

(看護師・保健師・助産士の国家試験合格率の推移) (単位：%)

項	目	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月
本学	看護師	100.0	97.4	94.7
	保健師	89.6	100.0	89.6
	助産士	100.0	100.0	100.0
全国平均	看護師	96.4	84.1	84.3
	保健師	90.7	93.0	83.5
	助産士	96.3	93.4	88.3

注：看護学部の卒業生は平成12年3月が第1期生。

## 山口県立大学大学院の概要

### 1 設置について

平成11年4月1日設置（修士課程）

### 2 概要

#### (1) 昼夜開講制度の採用

社会人受入促進のため、夜間・土曜日などにおいて開講

#### (2) 研究科

##### 国際文化学研究科

国際文化学専攻

##### (趣旨)

文化の多様性の相互理解とその共存・交流の理解に立ち、グローバルな国際感覚の涵養とローカルな生活文化を尊重する人材の育成をめざす。

##### (人材育成の目標)

- ・地域に根づいた国際文化の研究者
- ・地域文化の担い手
- ・生涯学習への対応

(入学定員) 10名 担当教員：19名（教授16名、助教授3名：学部と兼務）

##### 健康福祉学研究科

健康福祉学専攻

##### (趣旨)

健康福祉ケアに関する分野と健康福祉理論に関する分野において、健康福祉に関するより高度の専門知識と実戦能力を備えた人材の育成をめざす。

##### (人材育成の目標)

- ・社会福祉施設、病院、老人保健施設、在宅介護支援センター等における指導的職員
- ・地方自治体等における健康福祉分野の企画立案
- ・大学、短大、各種専門学校において看護師、社会福祉士等の養成を行う教員

(入学定員) 7名 担当教員：15名（教授11名、助教授4名：学部と兼務）

生活健康科学専攻

##### (趣旨)

栄養に関する分野と食品と環境に関する分野において、地域に生きる一人一人の健康を中心とした生命と生活の質の向上に実践的に携わり得る人材の育成をめざす。

##### (人材育成の目標)

- ・病院、福祉施設、保健所等で栄養業務等を担当する管理栄養士及びケアマネジャー
- ・食品関連企業等の開発研究員等

(入学定員) 7名 担当教員：12名（教授10名、助教授2名：学部と兼務）

#### (3) 入学状況

(単位：人)

研究科名( 部 課)	専 攻 名	入学定員	11年度	12年度	13年度	14年度
国際文化学研究科	国際文化学専攻	10	15	11	12	12
健康福祉学研究科	健康福祉学専攻	7	8	7	8	9
	生活健康科学専攻	7	8	4	2	10
大学院計		24	31	22	22	31

## 山口県立大学の在り方検討懇話会の検討経緯

- 平成14年 7月30日 第1回 懇話会  
県立大学を取り巻く現状について  
県立大学の果たす役割について
- 平成14年10月 8日 第2回 懇話会  
山口県立大学現地視察について  
特色ある教育研究について
- 平成14年11月29日 第3回 懇話会  
特色ある教育研究について  
地域社会への貢献について
- 平成15年 2月18日 第4回 懇話会  
大学院の在り方について
- 平成15年 5月23日 第5回 懇話会  
大学運営の在り方について
- 平成15年 7月30日 第6回 懇話会  
大学運営の在り方について
- 平成15年10月22日 第7回 懇話会  
提言のとりまとめについて

## 山口県立大学の在り方検討懇話会設置要綱

### (設 置)

第1条 山口県立大学にふさわしい大学の在り方を考えるとともに、県立大学の大学改革と活性化方策を検討するため、山口県立大学の在り方検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議し、知事に意見を述べるものとする。

(1) 山口県立大学にふさわしい大学の在り方に関すること。

(2) 山口県立大学の活性化方策に関すること。

### (組 織)

第3条 懇話会は、別紙の委員をもって組織する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

### (座 長)

第5条 懇話会には、委員の互選により座長を置く。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### (庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部学事文書課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年6月26日から施行する。

山口県立大学の在り方検討懇話会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
座 長	相 原 次 男	山口県立大学国際文化学部教授
座長職務 代理者	片 野 良 平	山口経済同友会常任幹事
委 員	市 川 整	萩国際大学非常勤講師
委 員	後 藤 彰	日本労働組合総連合会山口県連合会副会長
委 員	三本菅 善 昭	独立行政法人水産大学校理事長
委 員	城 菊 子	山口放送テレビ制作部付フリーディレクター
委 員	西 山 香代子	山口県生涯学習ボランティア相談員
委 員	元 島 祥 次	都市経営コンサルタント
委 員	八 幡 フミエ	山口県立華陵高等学校長
委 員	横 道 清 孝	政策研究大学院大学教授
委 員	三 島 正 英	山口県立大学戦略会議座長 (山口県立大学社会福祉学部教授)

( 1 1 名 )